

尾張旭市監査公表第 39 号

令和 7 年 3 月 28 日付け尾張旭市監査公表第 18 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 4 月 23 日付け 7 税第 90 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 30 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

総務部税務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 25 年尾張旭市規則第 3 号）第 23 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は実施していなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、尾張旭市物品管理規則に基づき、年 1 回、物品及び備品台帳について確認・検査を実施する。
委託料で単価契約に係るものの支出負担行為として整理する時期は、「請求のあつたとき」とされている（尾張旭市会計規則（昭和 58 年尾張旭市規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 36 条）。しかしながら、申告会場事前予約受付等事務人材派遣業務（単価契約）について、契約締結時に支出負担行為書を起票していた。 会計規則に沿った事務処理を実施されたい。	指摘事項について会計課へ報告の上、当該契約締結時に起票した支出負担行為書を取り下げ、契約の相手方からの請求時に改めて支出負担行為兼支出命令書を起票した。 会計規則の理解が不十分であったため内容を再度確認し、業務の引継書へ本事項を記載することで再発防止に努める。
ファイルデリバリーサービス使用許諾において、受託者に請書を提出させたが、内容について「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、同書には別紙が添付されていなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図った。 今後は請書等の受取時に複数職員で内容確認を行いチェック体制を強化するほか、添付書類等に不備がある場合には相手方に再提出を求めることとし再発防止に努める。
令和 3 年 4 月 1 日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き	指摘事項について、押印が必要な書類についての庁内通知文書を再確認し、課内で周知徹底を図った。 また、今回の契約の相手方に対し本市

続き押印を求めている。同課では、市県民税申告支援システム A S P サービス使用許諾において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。 市の方針に沿った事務処理を実施されたい。	の押印取扱いについて説明を行い、今後同様の事務処理において漏れの無いよう確認を行った。 今後は見積書の受取時に押印を含めた記載内容について複数職員で確認し、再発防止に努める。
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和 5 3 年尾張旭市規則第 1 9 号）第 2 5 条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和 6 年度定額減税補足給付金システム改修業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	指摘後、速やかに総務課へ当該契約における随意契約内容を送付し、現在は公表されている。 今後は再発防止のため決裁後に担当者 と上司で履行確認を実施することとし、随意契約ガイドラインに沿った適正な事務を行う。